

# 一 特記仕様書 一

## 施工条件明示書

工事番号	工事名	事務所名	備考
産6工第 号	六谷沢1ため池他ネットフェンス設置工事	産業観光課産業振興班	
項目	条件	内容	施工方法及び備考
<b>1 共通仕様書の適用</b>			
本工事は、宮城県農政部制定「宮城県農業者土木工事共通仕様書」を適用するほか、本条件明示書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。			
<b>2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置</b>			
(1) 現場施工に着手する日の指定	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	別途協議の上、着手日を決定する。 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8) 上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。「建設工事等の入札・契約制度の運用について」(平成21年8月31日付け出契第410号)	
<b>3 工程関係</b>			
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
(2) 施工時期による制限	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	耕作者と調整をして工事を実施すること	
(3) 関係機関等との協議の未成立	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
<b>4 公害対策関係</b>			
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
<b>5 安全対策関係</b>			
(1) 交通安全施設等の指定	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	利用者への安全対策を図ること。	交通誘導員の配置。
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
<b>6 排水工関係</b>			
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
<b>7 建設副産物対策関係</b>			
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。また、廃棄物等の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。 工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること		
(2) 建設発生土情報交換システム登録対象工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	土質、土質、土工期等に変更が生じた都度、当該システムのデータ更新を行うこと。 (搬出量で1,000m <sup>3</sup> 以上、搬入量で500m <sup>3</sup> 以上)	
	処理・処分	処理・処分する場所	処理・処分方法
	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		距離
			制限時間
			時 分 ~ 分
(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分		
	コンクリート塊	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	km 時 分 ~ 分
	アスファルト塊	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	km 時 分 ~ 分
	建設発生木材	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	km 時 分 ~ 分
	建設汚泥	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	km 時 分 ~ 分
	その他	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	km 時 分 ~ 分
(4) 再生材の利用	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	種類・数量	
<b>8 工事現場のイメージアップ</b>			
	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	内容	
		イメージアップの具体的な実施内容・実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。	
<b>9 品質証明</b>			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。	
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない		
<b>10 標準的な設計図書による発注方式</b>			
	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。	
<b>11 資材関係</b>			
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。		
(2) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。		
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。	必須	1.暗渠配水管、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。	
	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	2.盛土材、埋め戻し材	
	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	3. その他( )	
	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	4. その他( )	
<b>12 その他</b>			
(1) 舗装の下請制限について	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。	
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請発注者に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。	
(3) 三者会議の対象の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。	
(4) 貸与資料の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )	
(5) 工事写真の電子化の対象の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。	
(6) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。		

## 特記事項

1 住民等への配慮			
(1) 住民への配慮	施工に先立ち事前予告の周知徹底を図ること。		
(2) 工事現場の管理	現場での安全管理は諸法令を遵守し、事故防止に努めること。		
(3) 隣接する住民への配慮	隣接する住民とのトラブル等が生じないよう配慮すること。		
(4) 追加			
(5) 追加			
2 安全管理への配慮			
(1) 安全訓練等の実施	現場に即した安全訓練を作業員全員の参加で行うこと。(1回/月 4時間以上)		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
3 安全費			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 施工内容			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 立会確認について			
(1) 確認項目	必要に応じて監督職員による立会確認等を行うこと。		
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 地元への周知			
(1) 追加	近隣住民への工事周知及び安全対策をしっかりと行い、監督職員へ計画書を提出すること。		
(2) 追加	工事看板配置計画を監督職員へ提出すること。		
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 その他			
(1) 使用機械	使用機械の機種・規格については設計書のとおりとし、施工の都合による増額変更はしない。なお、やむを得ない理由により変更する場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 施工計画	施工前に測量を行い、その結果を元に監督員と打合せを行うこと。		
(3) 段階確認について	段階確認について施工計画書に詳細に記載し、段階確認を行う時は、少なくとも前日の朝まで監督職員と協議すること		
(4) 成果品の規格	紙による提出は、折りたたみコンテナを用いること。		
(5) 竣工図	工事書類の提出に合わせて、竣工図の紙および電子データ(CD)も提出すること。		
8 追加事項8			
(1) 経費の工種区分	農業土木積算基準 その他土木工事(2)		
(2) 間接費の補正について	適用しています(現場管理費、共通管理費)		
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			